

議案第 80 号

井笠地区農業共済事務組合の解散について

平成 31 年 3 月 31 日をもって井笠地区農業共済事務組合を解散することに伴い、別紙のとおり構成市町と協議することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 290 条の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成 30 年 12 月 3 日提出

里庄町長 加藤 泰久

（提案理由）

農業共済事業のより一層の合理的で効率的な運営を目的に県内全域を対象とした岡山県農業共済組合が設立されることに伴い、井笠地区農業共済事務組合を解散することについて、地方自治法第 290 条の規定により、議会の議決を求める必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

別紙

井笠地区農業共済事務組合の解散に関する協議書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第288条の規定に基づき、井笠地区農業共済事務組合の解散について、次のとおり定める。

1 解散の期日

平成31年3月31日をもって解散するものとする。

2 解散の理由

農業共済事業のより一層の合理的で効率的な運営を目的に県内全域を対象とした岡山県農業共済組合が設立されることに伴い、平成31年3月31日をもって井笠地区農業共済事務組合を解散するものである。

3 職員の処遇

井笠地区農業共済事務組合への派遣を解くものとする。

4 事業の譲渡

解散に伴い、井笠地区農業共済事務組合農業共済条例に基づき行っている残存する共済事業の全部を岡山県農業共済組合に譲り渡すものとする。

この協議書の成立を証するため、本書5通を作成し、構成市町の長が記名押印の上、各自1通を保有する。

平成 年 月 日

笠岡市長 小林嘉文 ㊟

井原市長 大舌 勲 ㊟

浅口市長 栗山康彦 ㊟

里庄町長 加藤泰久 ㊟

矢掛町長 山野通彦 ㊟